

4 公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物は、災害時に、①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、②学校は避難場所等として活用され、③病院は災害による負傷者の治療が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化を進める必要があります。

公共建築物のうち村有施設（以下「村有施設」という。）にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

(1) 村有施設の耐震化の基本方針

村有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物（以下「災害拠点施設等」という。）の耐震化を優先して行い、その後は対象施設を村有施設に拡大するものとします。また、村民の居住施設となる村営住宅についても耐震化を進めるものとします。

建物構造体の耐震化を優先して行い、次いで、非構造部材や建築設備等の耐震対策を行うものとします。

(2) 村有施設の耐震化の現状と目標

令和3年現在、村有施設のうち災害拠点施設等（村営住宅を除く。以下同じ。）は11棟あり、昭和56年以前に建てられたものが2.5棟となっている。これらの施設については令和3年までに耐震化が完了していることから、災害拠点施設としての業務継続のための耐震性能の向上、吊り天井の脱落防止等を推進していきます。

(3) 耐震化を推進するための整備プログラムの策定

施設の耐震性能及び老朽度を勘案し、建替えの可能性も視野に入れながら優先度の高いものから、順次耐震改修を行います。村有施設の耐震化を迅速かつ効率的に推進するため、4(1)の基本方針に沿って、「村有施設耐震化整備プログラム」を別途策定します。

また、公共施設等総合管理計画に基づく更新計画等にも準拠し、個別の建築物の耐震化の時期をできるかぎり明示するものとします。

(4) 公営住宅（村営住宅）の耐震化の現状及び目標

村有施設のうち村営住宅は、15団地、95戸、21棟を管理しています（令和3年4月1日現在）。昭和56年以前に建築された建物についても除却が完了していることから、現在の耐震化率は100%となっています（表-19）。

居住者のさらなる安全確保を目指し、非構造体の耐震化や建築設備等の耐震対策を進めていきます。

(表-19) 村営住宅の耐震化の現状と目標

(単位:棟)

建築物の分類	低 層	中・高層	合 計
構造・規模等	平屋・2階建て	3階建て以上	
総棟数 (a) (構成比)	21 (100%)	0 (0%)	21 (100%)
耐震性を満たしているもの (b)	21	0	21
耐震化率(c=b/a)	100%	0%	100%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	21	0	21
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	0	0	0
耐震性を有するもの (f)	0	0	0
未診断(g)	0	0	0
耐震化率の目標(h)	100%	0%	100%

(5) 耐震診断結果の公表等

村有施設にあつては、耐震化の状況を、別途村のホームページ等で公表することとします。